

国海安第 182 号  
令和 6 年 3 月 26 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 濱田 哲 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
( 公 印 省 略 )

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令等の公布について (通知)

下記省令等が令和 6 年 3 月 21 日及び 25 日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

#### 記

- 船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令 (令和 6 年国土交通省令第 24 号)
- 船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示 (令和 6 年国土交通省告示第 223 号)
- 船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示 (令和 6 年国土交通省告示第 201 号)

## 船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示の 制定について

### 1. 背景

船舶の堪航性及び人命の安全の保持については、船舶安全法（昭和8年法律第11号）及び同法に基づき定められた船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）及び小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）等（以下「船舶設備規程等」とする。）において、その基準が定められている。

今般、知床遊覧船事故を踏まえた小型旅客船等の安全対策の強化のための船舶設備規程等の一部改正に伴い、船舶設備規程に規定する告示で定める船舶を定める告示を制定する。

### 2. 概要

船舶設備規程に規定する「旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶」は、旅客船以外の船舶であって、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供するもの（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）とする。

### 3. 公布及び施行日

公 布：令和6年3月25日

施 行：令和6年4月1日

## 船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示について

### 1. 背景

知床遊覧船事故を受けた知床遊覧船事故対策検討委員会の中間取りまとめ（令和4年7月14日）において、「法定無線設備からの携帯電話の除外」については、今後速やかに具体化を図るべきものとされた。これを踏まえ、海上運送法（昭和24年法律第187号）に規定する旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供する船舶（2時間限定沿海区域で使用する船舶に限る。以下「特定事業船舶」という。）について、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第4条第1項の規定に基づき備えなければならない無線電信等から、陸上移動局の無線電話（携帯電話等）を除外する告示（「船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1080号）」（以下「改正告示」という。））を公布し、令和4年11月1日より施行している。

改正告示においては、経過措置として、特定事業船舶以外の旅客船については、当分の間、陸上移動局の無線電話（携帯電話等）の備え付けを認めることとされている。

今般、同委員会により取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」（令和4年12月22日）を踏まえ、特定事業船舶以外の旅客船についても「法定無線設備からの携帯電話の除外」を実施するため、改正告示の一部を改正する。

### 2. 概要

- 特定事業船舶以外の旅客船（遊漁船を除く）について、法定無線設備からの携帯電話を除外する。
- 施行日前に建造契約が結ばれた旅客船（遊漁船を除く）については、法定無線設備として携帯電話のみを備えている場合でも、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査までは、当該設備をもって足りることとする経過措置を定める。

### 3. 公布及び施行日

公 布：令和6年3月21日

施 行：令和6年4月1日

○国土交通省令第二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

令和六年三月二十五日

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

（簡易型船舶自動識別装置）

第三百十一條の二十一の二 旅客船その他旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶

（いずれも沿海区域を航行区域とする船舶に限り、次に掲げる船舶を除く。）には、簡易型船舶自動識別装置を備えなければならない。

一 船舶自動識別装置を備える船舶

二 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備える船舶

第八編（略）

（新設）

第八編（略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第二条 小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（適用）

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に  
関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶設  
備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一條の二十一の二及び船舶安全法施行規則（昭和  
三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めると  
ころによる。

（救命設備の備付数量）

第五十八條 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなけれ  
ばならない。

一〇八（略）

九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設  
備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶に該当するものにあつては、浮揚型衛  
星利用非常用位置指示無線標識装置（船舶救命設備規則第三十九條の規定に適合するもの  
に限る。第六十三條第二項において同じ。） 一個

十・十一（略）

二〇九（略）

（適用）

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に  
関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶安  
全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、  
この省令の定めるところによる。

（救命設備の備付数量）

第五十八條 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなけれ  
ばならない。

一〇八（略）

九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 一個

十・十一（略）

二〇九（略）

(小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)  
第六十三条 (略)

2 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるように検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。

(衛星航法装置)

第八十四条の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶(推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二条第三号口から手までに掲げるものを除く。)とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程第四百六条の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。

(小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)  
第六十三条 (略)  
(新設)

(衛星航法装置)

第八十四条の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶(推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二条第三号口から手までに掲げるものを除く。)とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第四百六条の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の船舶設備規程(以下この条において「新船舶設備規程」という。)第三百十一条の二十一の二の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶(同条各号に掲げる船舶を除く。以下この条において「特定船舶」という。)のうち各号に掲げる船舶については、当該各号に定める期間は、適用しない。

一 イ又はロに掲げる船舶(遊漁船(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶をいう。以下同じ。))及びこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)(ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。))それぞれイ又はロに定める期間

イ 施行日前に建造契約が結ばれた旅客船(建造契約がない旅客船にあつては、令和六年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十年四月一日前に建造に着手されたもの) 施行日(同条各号に掲げる船舶を除く。以下同じ。))及びこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)(ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。))それぞれイ又はロに定める期間

ロ 令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日(同条各号に掲げる船舶を除く。以下同じ。))及びこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)(ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。))それぞれイ又はロに定める期間

二 遊漁船 当分の間

2 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち前項第一号に掲げる船舶(以下この項において「現存船」という。)については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁(小型船舶にあつては、管海官庁又は小型船舶検査機構(次条において「検査機関」という。))の指示するところにより、次のとおりである。

一 当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合

二 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該装置を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ 前項第一号イに掲げる船舶 施行日から当該旅客船について施行日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ 前項第一号ロに掲げる船舶 令和七年四月一日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち第一項第一号イ又はロに掲げる船舶(遊漁船を除き、施行日(同号ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。)については、管海官庁の指示するところにより、次のとおりである。

(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則(以下この条において「新小型船舶安全規則」という。)第五十八条第一項に規定する小型船舶(次項において「小型船舶」という。)のうち各号に掲げる船舶に係る救命設備の備付けについては、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一 イからホまでに掲げる船舶(遊漁船及び施行日(ハからホまでに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。))それぞれイからホまでに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間

イ 旅客船であつて施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置(新小型船舶安全規則第三条の規定により検査機関が新小型船舶安全規則の規定に適合する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下この号において同じ。)を備え付けているもの

ロ 施行日に現に建造契約が結ばれている旅客船（建造契約がない旅客船にあつては、施行日に現に建造中であるもの）であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

ハ 新船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶であつて施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けているもの

ニ 新船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶であつて施行日から令和七年四月一日までの間に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けるもの

ホ 令和七年四月一日に現に建造契約が結ばれている新船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和七年四月一日に現に建造中であるもの）であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

二 遊漁船 当分の間

2 新小型船舶安全規則第五十八條第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、小型船舶のうち前項第一号イからホまでに掲げる船舶（遊漁船を除き、施行日（同号ハからホまでに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行ったものに限る。）については、検査機関の指示することによることができる。

○国土交通省告示第二百一十号

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一條の二十二第一項第三号の規定に基づき、船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示  
船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第八十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 (経過措置) 第二条 (略)</p> <p>2 沿海区域を航行区域とする船舶であつて、平水区域から当該船舶の最強速度で二時間以内に往復できる区域において遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供するものに備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によること ができる。</p>	<p>附則 (経過措置) 第二条 (略)</p> <p>2 沿海区域を航行区域とする船舶であつて、平水区域から当該船舶の最強速度で二時間以内に往復できる区域において海上運送法第二条第四項に規定する旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業の用に供するもの以外の船舶に備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によること ができる。</p>

附則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行日前に建造契約が結ばれた旅客船（建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの）であつて令和七年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものに備える無線電信等については、この告示による改正後の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日まで、なお従前の例によること  
ができる。

○国土交通省告示第二百二十三号

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一条の二十一の二の規定に基づき、船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十五日

船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶は、旅客船以外の船舶であつて、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供するもの（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）とする。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫